

令和6年第5回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和6年第5回普代村議会臨時会会議録			
招集告示年月日	令和6年7月31日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和6年8月6日14時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	閉 会	令和6年8月6日15時50分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	1	金 子 泰 男	
	2	松 葉 明 人	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政策推進室長 税務出納課長兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 保健センター所長兼 包括支援センター所長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 商工観光振興室長兼 休養施設管理員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 高 井 俊 一 中 村 克 成 深 渡 秀 利 松 葉 修 志 松 葉 義 人 大 村 修 上 戸 鎖 栄 樹 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 道 下 勝 弘</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (14:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和6年8月6日(火)第5回普代村議会臨時会 ただいまから、令和6年第5回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進 めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 1番金子泰男議員、2番松葉明人議員の両議員を普代村議会会議規則第127 条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を、議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日ございま すが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決するこ とにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 「政務活動報告」であります。お手元に資料を配布しておりますのでご 了承願います。 次に、「例月出納検査の結果報告」であります。監査委員より監査の結果 の報告書2件を受領しており、その写しをお手元に配布しておりますので ご了承願います。 次に、「株式会社青の国ふだいの経営状況を説明する書類」についてであ りますが、村長から株式会社青の国ふだいの経営状況を説明する書類の提出 があり、その写しをお手元に配布しておりますのでご了承願います。 広域関係の報告がありましたらお願いいたします。 (なし)</p>
<p>普代村認定 こども園条 例の一部を 改正する条 例について</p>	<p>議 長</p>	<p>ないようでありますので、次にいきます。 以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4、議案第2号「普代村認定こども園条例の一部を改正する条例に ついて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 道下教育次長。</p>
	<p>道下教育次 長</p>	<p>それでは、ただ今上程されました議案第2号につきまして、その内容をご 説明申し上げます。 (以下、道下教育次長説明、記載省略)</p>
	<p>議 長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。</p>

	<p>中上議員</p> <p>議 長 道下教育次長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 道下教育次長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 高井総務課長</p>	<p>これより、質疑を許します。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>5 番中上です。</p> <p>新しい (3) ですか、その他村長が不適當と認める場合っていうのは、例えばどういうことであるのか。例えば村長がその不適當と認めたものが、差別に当たるか当たらないかっていうのは、どういったところで判断するのかどうかお伺いします。</p> <p>道下教育次長。</p> <p>お答えいたします。3 号のその他村長が不適當と認める場合。様々なケースがあろうかと思いますが、その施設利用に対して、他の利用者等に悪い影響を与えると、具体的な例がこれまでございませんでしたので、そういったケースごとにですね、そこは判断をさせていただきたいと思います。全体的な考えかたとすれば、こども園利用について個々の皆さんの利用に影響のない、そういった視点でその利用の制限というか、利用していただくように配慮してまいりたいというふうに思っておりました。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>で、その判断は誰がするのか。どういったそういう機関があるのか。誰が不適當であると認めて、それが差別に当たらないよっていうのは、誰が判断するんでしょう。</p> <p>道下教育次長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まずこの入園の認定等につきましては、保健センターとまず教育委員会がその施設の管理運営も行っておりますので、その他必要となる場合には、外部のですね機関、行政機関になろうかと思いますが、そういった方々の知見等、そういったものですね、お願いをしながら、最終的には村長の判断というふうになるものと思います。以上です。</p> <p>(「はい、分かりました。質問を終わります」と、中上議員。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>8 番大上議員。</p> <p>次長が説明したように、たまたまこの字が間違ってた、というのが今回の改正で判明したわけですけども、直接関係がないかもしれませんが、条例の中にこういうふうな誤字があるかないかっていうのは、調べてるものなんですかねえ。総務課長お願いします。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>すべての条例について、調べて調査をしているということはありませんが、今回のように、改正のタイミングとかで、こういった誤字等が分かった場合には、ご説明を申し上げて訂正させていただくというような形で、今はそのように取り組んでおります。</p>
--	--	---

普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について	議 長	（「よろしく申し上げます。以上です」と、大上智議員） ほかに、ございませんか。
	議 長	（なし） なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 2 号「普代村認定こども園条例の一部を改正する条例について」は、 原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議 長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 5、議案第 3 号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。 それでは、ただ今上程されました、議案第 3 号についてご説明いたします。 （以下、大村建設水産課長説明、記載省略）
	大村建設水産課長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。
	議 長	2 番松葉議員。
	松葉議員	2 番松葉です。 約 19,400 円定額でということなんですが、算定基礎の計数を全部掛けますと、約 0.5639、になるわけですが。この最低基準で収入に応じて、その金額を変えない、家賃を変えないということの説明をお願いいたします。
	議 長	大村建設水産課長。
	大村建設水産課長	今回、家賃を算定する際に、その他住宅については全て固定の家賃を設定しております。ほかのその他住宅全てになります。国庫補助が入った住宅については毎年の収入によつての家賃算定という形になってございます。ですので今回につきましてもほかのその他住宅と合わせた計算方法で固定の家賃で設定しております。
	議 長	松葉議員。
	松葉議員	大変低価格でということで、趣旨は理解いたしますが、今後見直していくつもりはないのか。って言うのは民間とですね、以前村長さんがその村で土地を買って村内の業者の方々がアパート経営等もできるようなというようにおっしゃっておられました。そういうこと等考えますと、なかなかその整合性がとれないのかなど。このような設定を今後村が一切手を付けないでやっていくことになると、民間ではアパート経営は多分出来ないと思います。それと、やはりそういうことを考えていくお考えがないのかどうか。あと、19,400 円も、このDの経過年数計数が、1年2年ではちょっと変わら

	<p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 松葉議員</p> <p>議長 松葉議員 議長 古沼議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>ないかもしれませんが、5年10年っていうスパンになるとさらに安くなるという計算方法だと思うんですが、そのへんも合わせてご説明ください。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず最初に、2点目の方先に回答させていただきます。これは今回その他住宅については固定ですので、経過年数計数は5年10年経っても同じ家賃で計算の見直しをしない限りは同じ家賃でと。5年後も同じ19,400円という形の家賃になります。その都度毎年計算し直すのではなく、固定でそのまま同じ額でいきます。もうひとつ、家賃改定というお話しでございます。確かに村営住宅としては、公営住宅法の考え方としては、低所得者に対しての低廉な家賃を供給する。社会福祉に供するという目的があるのは確かでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、民間の家賃との格差が確かにある、これも事実でございます。これにつきましても、確かに言われるとおり、アパート経営の方に悪影響、特にも普代村においては、民間アパートより村営住宅の数が多いという現状もございますので、そのへんの検討はしていく必要があるのかなと思ってございます。ただ、その方法についてはその今の国庫補助の住宅のように毎年家賃に応じた家賃算定をするのか、それともある一定の金額を上乗せした額に対して、家賃を納めてもらって、その分今のふるさと定住という形の戻しという形もあると思います。その方法については今後検討しながら、議会さんとも相談して考えていきたいと思っております。</p> <p>2番松葉議員。</p> <p>是非、そのように前向きに検討していただきたいと思います。決して、民業を圧迫することなく、例えば以前も質問していた議員さんがいらっしゃったようですが、例えば民間の方の家賃に、村でいうところの、所得に応じた分の還付をしていると。その還付の分を何とかそういう手当てをすとかです、ね、そういうようなことを今後考えていただきまして、民業に圧迫がないように、お願いしたいと思います。終わります。</p> <p>答弁はいいですか。</p> <p>はい、結構です。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9番古沼和也議員。</p> <p>9番古沼でございます。</p> <p>今のところなんですけど、課長は議運の中で移住者限定って言ったと思うんですけど、移住者がいなかった場合はどういったふうにするんですか。ずっと待っているとか、それとも村民でもいい、誰でもいい募集を募るのか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>この件につきましては、予算委員会の方でも内容についてお話しさせていただいておりますけども、基本、外部からの移住者を優先したいと。当面の間は一般の公募は行わないという形で進めさせていただいております。確か</p>
--	---	---

	<p>議 長 古沼議員</p> <p>議 長 大村建設水 産課長</p> <p>議 長 古沼議員</p> <p>議 長 大村建設水 産課長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 大村建設水</p>	<p>に、ずっと来なかったらという話しにはなるかと思いますが、何とか関係各課と協力しながら、外部移住者の方が来ていただけるように何とか進めさせていたきたいと思います。</p> <p>9 番古沼議員。</p> <p>その移住者がなければずっと待つといったような言い方でしたけど、例えば待つといっても、空き家になったままずっと待ってるのもあれでしょうし、そして家賃がこの破格の値段でそれが変わらないとなれば、一回住んじゃうとずっと住み続けるんじゃないですか、この家賃だと。別にそれで移住者が定住すればいいですけど。移住者でなかったとしたら、それはそれでちょっと安すぎるんじゃないかなあと思うんですけど。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>いずれまず移住者を募集するに当たっても、やはり住むところがなければ、移住の方もなかなか難しいのであろうということも考えますので、とにかくまず、住むところは確保した段階での移住者の募集という形になるかと思っています。ですので、移住してくるわけですので、普代村の生活がいちからスタートということになりますので、ある程度の低廉な家賃でということが必要かと考えます。</p> <p>9 番古沼議員。</p> <p>3 回目なんであれですけど、ちょっとね、やっぱり同僚議員も言ったように、一般とはかい離があり過ぎると思うんですけど。そこもさっき議会とも相談してまた今後決めていきたいみたいなことを言ったんですけど、これはこれで通して、これのことについてまた議会と相談したいということなんですか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>今回の家賃については、今まで建設したその他住宅との関係性もございまずるので、同じ考え方で家賃の設定で今回提案させていただいております。ただ先ほどお話しございましたとおり、確かに民間とのかい離があるということとございまずるので、その点については今回の住宅も含めて、新たにその他住宅についてどういった方向性がいいのか、その点を検討しながら議会さんの方にも相談していきたく思っております。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>8 番大上議員。</p> <p>8 番大上です。</p> <p>当面は移住者の方向けってということなんですけど、移住者の入所条件っていうのは一般の住民の人にも示されているんですけど、こういうふうな条件の移住者が募集しますよっていうか、そのへん課長お願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>現在、村民の方に周知はしていないと思います。ただ今度完成しますので、</p>
--	---	---

	<p>産課長</p> <p>議 長 中村政策推進室長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 中村政策推進室長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>広報なりそういったので、こういった目的の住宅という形での周知は図ってはいきたいと思っておりました。</p> <p>中村政策推進室長。 今回移住者向けの住宅ということで、移住者誘致事業進めて今5年目ということにもなっております。移住者の方お越しいただく際にもなかなか住宅がないという部分課題にもなっております、今回こういった住宅が建設されるということで、こういったメリットをですね移住希望者の方にも伝えながら、今度8月に東京で県主催の移住フェアとかもありまして、こういった住宅の外観だったりですね、こういったものも目玉にしなごうですね、移住者誘致の方、強めていければいいかなあと思っております。今進めている移住者誘致の事業の中でも、移住相談とか2件くらい、今いただいている状況もございまして、まず積極的に移住誘致の方を進めていければなあと考えております。</p> <p>8番大上議員。 今室長は、2件くらいの話があるというような話だったんですけども、一応今までの移住定住の推進に関して、もう住宅は建ったと、そして今の所2件くらいの話しか来てないっていうので、それでもう実際は3棟建ってるわけですけども、これからの見通しっていうか、それだけ推進してるもんですか。そのへんちょっと詳しくお願いします。</p> <p>中村政策推進室長。 移住者誘致事業の方でも、今確実にご相談いただいている件数というものが、お話しできる件数というものが2件ということで。そこに至る前の委託事業者さんの方にご相談されてる件数というのは、もうちょっとございまして。今回のこの住宅というところのメリットであったりですね、そういったところをお示しもしながらですね、そういった移住者、本当に来ていただける方と今後、ご相談とか面接まで行ければなあということで考えております。</p> <p>8番大上議員。 最後の質問になりますけども、先ほど建設水産課長の方に聞いた時は、入居条件っていうのは、村民には示されていない。広報なんかを通じて一応の広報はやっていきたいという話だったんですけども。結局、募集するには期限とか、いつまでの応募期間とかそういうのは設定されてるもんですか、それとももう今室長の方とか建設水産課長の方との采配で、とにかく先着順とか、そういうふうな入居方法っていうか、そういうふうになってるもんか、そのへん最後にお聞きしたいと思います。</p> <p>大村建設水産課長。 今現在、いついつまでに移住者が決まらなければ募集を締め切るという期間は設定はしておりません。いずれにしろ、まだ確定はしていないものの、そのお話しが何件かあるという状況もございまして、何とかそこを進めて</p>
--	--	--

令和6年度普 代村一般会 計補正予算 (第3号)	議 長	いくように、当面の間は募集しないで。当面の間としか今の状況では言えないという状況でございます。いずれなんとか3棟に移住者の方が入っていただけるように政策推進等も連携して進めてまいりたいと思います。
	議 長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第3号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第6、議案第1号「令和6年度普代村一般会計補正予算(第3号)」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。
	高井総務課 長	それでは、ただ今上程されました議案第1号についてご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 ございませんか。
	大上智議員	8番大上議員。 9ページの7款商工費1項2目観光費の14節の工事請負費。黒崎キャンプ場施設整備工事皆増392万2千円ですけど、このベンチ、テーブルの損傷撤去及び新設っていうの何回か项目的な言葉は聞いてきたわけですけども、実際は工事は着工はしてなかったっていうことなんですか。そのへんの確認です。 それから、同じく9ページの10款教育費の1項2目事務局費の13節使用料及び賃借料7千円のところでですけども、その他使用料の皆増の7千円。これ高速道路の使用料っていうのは、これはもう8節の旅費ではなく、だいたいがこの高速道路の使用料っていうのは、13節の使用料でだいたい教育費だけでなく、処理されてるのか、そのへんを聞きたいです。あと、最後に同じく9ページの10款教育費の1項6目学校建設費の12節の委託料これも27万円。これは教育委員会というよりは総務課の方に聞きする分かもしれないですけども、アスベスト含有調査業務委託料皆増の27万円ですけども、この公共施設管理においてアスベスト含有調査が必要な施設は、どの程度今のところあるものか、そのへんをお聞きしたいと思います。以上です。
	議 長 宮田商工観	宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。黒崎キャンプ場のベンチ、イスの更新工事で

	<p>光振興室長</p> <p>議 長 道下教育次 長</p> <p>議 長 高井総務課 長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 高井総務課 長</p>	<p>すけれども、こちらは令和4年度にも1回やっております、その際は6基更新しております。今回新たに3基を更新する予定でございます。ちなみになんですけれども、既存のそのキャンプ場にあるイス、テーブルが今全部で19基ございまして、今回整備すると9基整備したことになりまして、残り10基。今後そちらも継続して更新していきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>道下教育次長。 お答えいたします。9頁10款1項2目13節のその他使用料の関係でございますが、高速道路の使用料ということで、一般的にこの13節使用料で処理をしています。8節の旅費というなお話しもあったかと思いますが、個人個人に支給をする旅費というふうな考えではなくて、公用車で複数人乗り合わせて行くような出張等もございまして、その係る経費ということでの13節使用料処理というのが一般的でございます。以上です。</p> <p>高井総務課長。 村の公共施設のうち、アスベスト含有調査の対象となる施設の数っていうようなことだと思いますが、すみません今手持ちの資料がないのであれですけども、基本的には、解体するといった時には全てのといいますか、施設が対象になるものかなあということで、石綿障害予防規則というのの中で、事前調査というのがなんか定められているようなんですが、それを読むと全ての施設が対象になるのかなあというふうに思われますが、ちょっとそこは確認して、後ほどご回答させていただきたいと思っております。</p> <p>8番大上議員。 いまの総務課長の答弁で、結局全ての施設っていうふうな答弁だったわけですけども、全てなわけですか。解体の時しか結局この調査は行われぬ。もう老朽化したのがどうも、解体まで至ってないからそれはもう予算的には計上はしないということなんですか。 それから、あと観光費の方ですけども、これ最初の方6件はいつって言いましたっけ。 （「令和4年度です。令和4年度」と、宮田商工観光振興室長） 4年、はい分かりました、すみません。以上です。</p> <p>高井総務課長。 すみません、先ほどの説明で、ちょっと説明不足がありましたので補足しますが、恐らくあの建設年度の中で、必要な施設っていうものの線引きがされているものかなあというふうに思いますので、あとは予算計上については解体をするっていうのが決まった都度ですね、解体費であったりとか、今回のように事前調査と解体費と分けて計上したりとか、その時に応じて対応はするような形になるかと思っております。 （「終わります」と、大上智議員）</p>
--	--	---

議 長	大上浩史議員	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。</p> <p>8頁の村税還付金50万の件ですが、これは令和6年度、今年分としての還付金なのか、またあるいは例の、先般事故った関係の処理のための50万なのか、そこらへんが分かんないんですが、そこらへんを説明願います。</p>
議 長	深渡税務出納課長	<p>深渡税務出納課長。</p> <p>ただ今の質問にお答えします。まずはこの6年度分で予算を取っておりましたけれども、例の課税誤りにより、そちらの方に支出してしまいましたので、6年度分の還付金がゼロということになりましたので、改めて還付金を当初50万みておりましたので、再度50万を計上したものでございます。以上です。</p>
議 長	大上浩史議員	<p>3番大上議員。</p> <p>そうすれば、本年度分の村税還付金でなく、先般の事故の分のための還付金ですよという理解でいいわけですね。ということは、結局これは、その貰わなければならない、払わなければならないという3年間の収支の関係の事故だったわけですが、結局プラス、マイナス50万還付をそれぞれ村民の皆さまに払ってなかったと、結果的に収支をやってみれば、結果的にそういうことになると思うんですが、それぞれ村民の該当者は村が調べた結果還付金をすべきものを還付しなかったということになれば、非常に村民に対して、非常に迷惑というか、それぞれ損失を与えたという重大な問題になるわけですね。これが貰ってなかったということのプラス、マイナスであればこれは村の責任ということもあるわけですが、結局還付をしなかったのが50万もあったんだよということになれば、何人の該当者だか分かりませんが、結局3年間で50万の還付をしなかったということになれば、大変な問題だと思うんですが、そこらへんはどういうふうに理解すればいいわけですか。</p>
議 長	深渡税務出納課長	<p>深渡税務出納課長。</p> <p>今、議員さんお話しのとおり、本来還付すべきなもの、対象者18名ございました。そちらの方にまずお支払いをするべきなものを、していなかったということで、まずこの6年度分の予算の方から支払いをしたわけでございますが、まずこのことについては本当に、3年度、4年度、5年度とお支払いしていなかったこと、また逆に徴収しなければならない方もおりました。本当に村民の方々には大変、多大なるご迷惑をおかけしたと感じておるところでございます。</p>
議 長	大上浩史議員	<p>ちょっとすみません。本来貰わなくてもよかった分をいただいて、課税していたと、納めていただいて貰っていたということで、お返しするというようなところで、大変ご迷惑をしておりました。以上でございます。</p>
議 長	大上浩史議員	<p>3番大上議員。</p>

<p>大上浩史議員</p>	<p>3回目ですが、今18名ということでその還付すべきでなかったものを還付したっていう事情は分かったわけですが、私はいずれのものにもこの18名に対して、結果的にそれが事務的に分かって、こういうふうに18名の50万っていうのが現実にあったわけですが、まったくその当事者は分かんないわけですね。これが還付すべきだったのか、余計だったのか、少なかったのかというそれこそ個々の分について、全然わかって払うとか払わないとかっていう問題でなくして、こういう難しい税務関係については、少なくとも、殆どがこうこうしかじかで計算がこういうしかじかで、これくらいだというふうなことは分かんないわけですよ。それについてそれこそ事務的な問題のミスでそういう大きな、18名に関して迷惑をかけたっていうことになれば、これは「あいすみませんでした。」で済む問題ではないと私は思うんです。で村長、副村長がそういうペナルティっていいですか、責任を取ったという理屈は分かるわけですが、ただそれだけの問題で、あとはよろしいんだという理屈には俺はならないと思うんです。だいたいその18名に対しては、こういうわけだから1人ずつの了解を得て、謝ったのかそこらへんをお願いしますが。いずれ3回で質問が終わるわけですが、全然これは税務処理として、非常に村民に対しての、ただ謝った、ただ間違っただけでは済まないという考え方が出るわけですが、そこらへんをどういうふうにご処置をしたのか、どういうふうな反省をしてるのか、そしてなおかつ、先般村長、副村長の問題で、当事者に対してはどのような処理を結果的にしたのか。そこらへんの事は考えていますというようなことは報告はあったわけですが、あれから1カ月経ったのか、10日経ったのか分かりませんが、そこらへんの問題も含めてもうちょっと説明をお願いします。</p>
<p>議長 深渡税務出納課長</p>	<p>深渡税務出納課長。 まずこちら3年度から5年度の課税誤りということで、4月ですか、発覚いたしまして、そのあと5月中に全ての対象者にお詫びの文書とあと各還付なり、徴収の方々等の自宅に訪問いたしまして、1軒1軒まず説明をして、中には当然納得もしていただけない方等もございましたけれども、まず全ての方々にお詫び等をいたしまして、今後このようなことがないようにということで終わらせていただきました。つきましては、まず、還付についてはいずれ各対応6月の7日付けで6月20日支払いで全ての方に還付しておりますし、また徴収をするべき対象者については期限を7月31日までというようなことで、期日をもって納付書を送らせていただきましたが、今現時点では、村県民税の方で2名ほどまだ入金になっていない方がございますが、こちらにつきましては再度、今日ちょっと午前中にまた再度確認いたしましたところ、1名の方はちょっと忘れていて明日にお支払いすると。もう1名の方は、今コンビニ等で支払いしておりましたので、まだこちらの方に入金になったという確実な対応が来てなかったもので、まだちょっとそこはあれですけど</p>

	<p>議長 高井総務課長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>も、今2名のところが村県民税につきましては、まだ未納というところで。まず還付の方々には、先ほどもお話ししたとおり6月20日付で全ての方にお支払いしておりますし、またお詫び等を各対象者へ5月中にすべて終了しているところでございます。以上です。</p> <p>高井総務課長。 今回の村県民税の課税誤りに係る職員への処分についてということですが、6月にですね、普代村職員分減懲戒審査委員会というものを3回ほど開催をいたしまして、令和6年7月17日付けで処分を行っております。その詳しい内容については、全員協議会でご説明をさせていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>そのほか、ございませんか。 4番齊藤議員。 8頁のところの6.1.6この修繕料、ダムの無停電電源装置、遠隔監視制御システム。この交換はだいたい経過年数っていうかは何年で交換になるのか。そこらの内容をお聞かせ願います。</p> <p>大村建設水産課長。 普代ダムの修繕料、無停電電源装置関係でございますけども、メーカーの方問い合わせして、だいたい5年が交換時期だというメーカーの方からの回答でございました。今回は7年経過しておりますので、メーカーの推奨の期間よりは若干長持ちしたという内容のものでございます。</p> <p>4番齊藤議員。 このシステムは例えば停電とか、地震等があった場合はすぐ遠隔で分かるようになってるわけですか、役場との装置があるわけですか。停電の場合の管理棟とのつながりはあるわけですか。</p> <p>大村建設水産課長。 まずこの無停電電源装置の中身でございますけども、これは停電の時に自動的に自家発電に切替わるとかいうものではなくてですね、名前と機能がちょっとおかしいような、おかしいというのはあれですけども、機能といたしましては、必要以上に電流が来た時に、自動的にシャットアウトするための装置ということになります。停電の時に自家発電して発電を続けるっていうのではなくて、小水力発電の方に電力さんの方からの電気が何らかの原因で過電流、多く電流が入ってきて、そうなった時に機械に悪影響を及ぼすということで、そうならないように瞬間的に自動的に切るという機能のものでございます。ですので、これはダム本体の方に連絡がいくとかそういったものではなくて、過電流が来たらず切るという作業をするのが、この無停電電源装置になります。その次で、遠隔管理監視制御システムという修繕がありますが、この過電流電源装置でシャットアウトして電源を落としますので、そうなった場合に電源が落ちましたというのを役場の方に、担当者の方に電</p>
--	--	---

	<p>議 長 齊藤議員</p> <p>議 長 大村建設水 産課長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 深渡税務出 納課長</p>	<p>話で、小水力発電が止まりました、異常がありましたという連絡をするのが、この遠隔制御システムということで、電話回線を使つての故障トラブル等を、日中であれば役場、時間外であれば担当者の方に情報が来るというものでございます。</p> <p>4 番齊藤議員。 そうすると地震の場合は 3 とか 4 の場合は、電話対応だけでやってるわけですか。実際、管理棟に行つて見るわけですか、担当の者は。そこらをお聞かせください。</p> <p>大村建設水産課長。 すみません、今回のものは小水力発電ということで、ダムの管理とは別個のものになります。あくまでも小水力発電のところにありますので、小水力発電の方は地震の影響では、止まったりなったりというのはないので、特に小水力では地震等の対応は必要はございません。ただ、何らかの原因で停電になった時は報告は来ますけども、地震が 3 以上であれば行かなければならないというのはございません。ダム本体であれば、震度 3 以上であれば、震度計を確認するという形になりますけども、小水力の方では、そういったものはございません。</p> <p>齊藤議員、あとで口頭より担当課の方から詳しく事情説明をしてもらうようによろしくお願いします。 そのほか、ございませんか。 5 番中上議員。 5 番中上です。 8 頁 2 款 2 項 1 目の税務総務費のところですね、地方税電子化協議会負担金 2 万 3 千円というのがあります。先ほども出た課税誤りがあるわけですが、いろいろとシステムが違うのをデータを組み込まなければならなくて、非常に煩雑で誤りが出てしまうというような、前に説明を受けておりますけれども、何でもかんでも電子化、電子化してやってるんですけども、地方税を電子化する協議会っていうのはこれは例えば、そういったシステムを統一化しましょうとか、何か今度のようなミスをどのように回避したらいいかという、そういった協議とか、そういったことをする協議会であるのかどうか。こういったこれ自治体同士の集まりなのか、それとも業者さんを含めたなんかそういった専門家の協議会なのか、ちょっとそこらへんの中身の説明をお願いいたします。課税誤りに資するそれに効果があるだけの協議会なのかどうか、そこらへんをお伺いします。</p> <p>深渡税務出納課長。 こちらの地方税電子化協議会負担金っていうのは、課税とかそういうシステムとはまた別に、県の方から共同利用手数料とか、そういうまた別な類の方の、協議会の手数料になっておりました。あくまでも、今回の課税誤り</p>
--	---	--

		<p>によるシステムの関係の方に、例えば、業者の方に支払うとか、そういうものでなく、県の方に納める負担金となっております。</p> <p>（「どんな効果が、どんな効果があるのかな」と、中上議員）</p> <p>議長 暫時休憩にします。 (15 : 02)</p> <p>議長 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15 : 03)</p> <p>深渡税務出納課長 税務出納課長より、もう一度今の説明を求めます。</p> <p>この負担金につきましては、県の方に納める負担金となっております、あくまでも今回の課税誤り等のシステムの負担金に納めるとかそういうものとはまた違う負担金となっております。以上でございます。</p> <p>議長 5 番中上議員。</p> <p>中上議員 はい、分かりました。もうひとつですね、10 款 1 項 6 目、これは 9 頁ですね、教育委員会学校建設費のところ、多目的グラウンド管理棟アスベスト含有調査委託料ありますけども、これはもしアスベストが含有していれば、解体工事にはどのような影響があるのかお伺いします。それと、アスベストが含有していた場合は、チラッと聞いたことがあるんですけども、資格のある業者でなければ解体できないというようなことも聞いたことあるんです、そうであるのか。普代にはそういった業者さんがいるのかどうかも合わせてお願いします。</p> <p>議長 道下教育次長。</p> <p>道下教育次長 お答えいたします。9 頁の 10 款 1 項 6 目 12 節、委託料。アスベストの含有調査の関係ですが、まずアスベストが万が一あった場合ということであり、この建物自体が平成 4 年前後だったと思いますけども、法律改正が度々改正がされてますが、アスベストが含有されているかどうかを調査結果を都道府県に報告をしなければならいという、建設年度からいうと調査をしなければならい建物ということでございます。アスベストがあった場合に、解体工事にどういった影響があるかということですけども、解体工事費にですね、アスベストの飛散防止対策費を解体の設計に盛り込まなければならなくなってきました。だいたい現時点での試算で、その飛散防止対策費に係る経費が、だいたい 300 万から 400 万ぐらいを見込んでいました。当然そのほかに解体の経費であったり、整地の経費であったりというのを、これから 9 月の定例会に向けてですね、積算の方をもう少し精度を高くしたうえで補正の方に上げさせていただきたいなあとというふうに思っておりました。それとあと、資格の有無等についても、議員おっしゃるとおり、資格がなければこういった工事等施行はできませんので、そういった業者をですね、入札によってですね、業者選定をしたうえで、秋口からの解体を進めてまいりたいなあとというふうに思っていました。以上です。</p> <p>（「村内には、村内」と、中上議員）</p> <p>村内にそういった業者があるかどうかですか、村内にですねあるかどうか</p>
--	--	---

	<p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 金子議員</p>	<p>か、すみません。そこまで詳しくは調べておりませんが、村に事務所等置いている業者で、本社等が村外というような業者等ですね、情報等も聞きながらですね、作業の方進めておりましたので、本社として、村内にあるかどうかというお尋ねであれば、ちょっとはつきりしたことがこの場では回答できません。以上です。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>はい、大変よく理解できました。ありがとうございます。質問を終わります。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>1 番金子でございます。</p> <p>2 件ばかりお聞かせをいただきたいんですが、税務総務費 2 款 2 項 1 目の部分。課税誤りといったような部分で同僚議員もお話をされました。この課税誤り、本当に大きな問題だったというように思います。私もその中の 1 人に入っております。そういった中でやっぱり、村長、副村長が月給を減額をしたと。本当に申し訳がないと、そういう中でこまいとこまではいきませんが、部署としてやっぱり今後、職員にこういったことがないような対応と。対応策としてどのような周知をされたのかといったような部分でお聞かせをいただきたいなあと思います。やっぱりこれは、本当に人数もありますし、この還付をされる方はいいと思いますけれども、納める方にすれば非常にその厳しい部分もあるんだと。ここには還付だけしか載ってないんですが、その部分もやっぱり含めて、今後こういう誤りがないようにするための対応策といった部分を本当に追及していただきたいなあと思いますが、その部分の周知徹底をされたかどうか、お聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>それから、観光費の部分で、ここも同僚議員が質問をされました。黒崎キャンプ場施設整備工事、これはイス、ベンチ、テーブル等ですが、私もいつも毎日見て分かってはいるんですが、今回、3 基で 390 万。1 基 130 万くらいかかるわけですが、全部腐ってるんですよ、テーブルもイスも。どういいう今度 130 万かけたテーブル、イスができるのかその中身についてお聞かせをいただきたい。やっぱり 130 万となれば結構のそのいいものができるのでないのかなあと、その素人ながらに思うんですが、どういいう中身のものかお聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>深渡税務出納課長。</p> <p>まずもって今回このような課税誤りということで、村民の皆さまにはかなりご迷惑をおかけしたところでございます。そこで、その後に税務課といたしましてもこの再発防止等に向けて、課内でも一度集まりまして、確かに今回私たちも初めていったわけでございますが、まずその中でまず昨年度のような入力に取り込み方とか、その誤り、なぜこういうふうに起きたかとい</p>
--	---	---

	<p>議 長 宮田商工観 光振興室長</p> <p>議 長 金子議員</p> <p>議 長</p>	<p>うようなところも含めまして、やり方、入力、取り込み方の見直し、まず1件ずつ手入力で行って、更にまた複数人でのチェックを行うことというようなことで、まず今までにも数回あった誤りがありましたので、課内ではいずれ再度今回のような、原因にならないように、いろいろシステム入力の際に、取り込む際、今まで通りではなく、1ずつ手入力をもちまして、再発防止に努めていきたいなあというようなところ、また今後そういう事のないように、もっと皆でチェックを入れながらこういうことが起きないようにというようなことで、課のミーティングといたしますか、そちらの方でもちょっと話しはしてきております。そのような感じで取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。 黒崎オートキャンプ場のベンチ、テーブルの内容ですけれども、今あるベンチとテーブルは木製の材質のものでございまして、今回更新するものは擬木作での材質でのベンチとテーブルとなります。サイズ的には、現在あるものとだいたい同じ大きさのものになる予定でございまして。実際今、令和4年度にやった時の写真等もございまして、それと同じものになりますので、資料を、もしあれでしたらこのあと用意してお示ししますので、よろしく願いいたします。</p> <p>1番金子議員。 はい、ありがとうございます。いずれこの課税誤り、やっぱり今後あつてはならないというような部分で、本当に緊張感をもって対応していただきたいなあと思います。いずれ、今回は皆さんが本当にいい人ばかりで、還付をされる方も、払う人も、その何も文句という文句も言わないといったような部分では聞いておりますけれども、何とかこの部分、いろんな部署があるわけですが、税務課だけではないと思うんです。その各部署が緊張感をもった対応をしていただきたい。特に課長さん方はそこらへんをしっかりと目で見て、確認をしてやっていただきたいと思います。</p> <p>それからこの黒崎キャンプ場の部分ですが、分かりました。これ木でやるのであれば130万で、どういう立派なのができるのかなあというような部分で質問をさせていただきました。それであれば今のこの値上がりといった部分では、当然なのかなあというような気がしますが、全部で16基あるわけですが、この今度3基で9基と、まだまだあるわけですが、だいたいもし、座って転んで怪我でもされれば、腐っていますので、腐食をしておりますので、そこらへんは順次その腐食が激しい部分からやっていった方がいいと思います。そこらへんはよろしく願いをします。以上で質問を終わります。よろしく願いします。</p> <p>そのほか、ございせんか。</p>
--	---	---

	<p>松葉議員</p> <p>議 長 道下教育次長</p> <p>議 長 松葉議員</p>	<p>2 番松葉議員。 2 番松葉です。</p> <p>9 頁 10 款 1 項 6 目の義務教育学校開校準備委員会出席報酬皆増とありますが、なぜ当初予算組まなかったのでしょうか。当然、今年度こういうのは出るであろうと予測されてると思いますが。先ほどの説明で 9 名という説明がありました。回数と、概ねどの様な事をこの委員会でなさるのか、ここを教えてください。</p> <p>道下教育次長。 お答えいたします。9 頁の 10 款 1 項 6 目 7 節でございます義務教育学校開校準備委員会の報償費ですね。まず年度当初において開校準備委員会の人数というか、具体的なものはまだ決まっておりましたので、ただし、当初に計上すべきかどうかというお尋ねだったと思います。計上すべきであったというふうにも考えております。6 月 25 日に 1 回目の開校準備委員会を開催いたしました。その際に行政職以外の民間の方々で 9 名でありましたので 9 名。今年度の開校準備委員会の開催予定が 6 月 25 日を含めて 5 回予定をされております。その 5 回分 9 名の報償費を今回計上をさせていただいております。</p> <p>開校準備委員会につきましては、開校準備委員会全体の会議になります。全部で 33 名の委員になっております。委員の皆さまですね、職というかいいますと教育委員の方々 4 名になります。あと、普代小・中の P T A の役員の皆さん、あと小・中学校の校長、副校長、あと教員の皆さん。その他、こども園の園長で、村からは村議会議員、副村長というようなメンバーで全部で 33 名という構成になってございます。この開校準備委員会につきましては、全体の会議というような組織になっておりまして、その 33 名のうちに 5 つの部会を設けております。実働はこの 5 つの部会の中で、総務、学校運営、教育課程、生徒指導、保護者地域この 5 つが動いていくというふうになります。この 5 つの動きを全体で共有をすることで、開校準備委員会が 5 回程度予定をしております。各部会につきましては月 1 程度の活動をした中で、今年度の目標の達成に向けて活動を進めているところでございます。以上です。</p> <p>2 番松葉議員。 今お聞きした 33 名の中に、園児等の保護者はいないように思われますが、園長先生は入ってるみたいですが、そういうこれからまきに入る保護者の方々が、お話しをする機会っていうか、そういうのはあるのかどうか。私の耳には全然我々の意見も発表する場がないみたいな、言われまして、どうなってるんだというような声がちょっとあったものですから、そのへんの方々からのご意見ってのはどのように教育委員会では周知してるのか、教えてください。</p>
--	---	--

財産の取得 に関し議決 を求めるこ とについて	議 長 道下教育次 長	道下教育次長。 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、こども園の要は保護者会とい うような組織の中から委員に選出がされていないというのは、実は他の会議 でもそういうご意見をいただいたところでありました。そこについては、委 員のこの開校準備委員会構成の中にですね、そこは入っていただくようにで すね、これから進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
	議 長 松葉議員	2 番松葉議員。 まさに卒業をしていく保護者の方の熱量と、これからまさに自分の子ども が入っていく、その学校を創るっていう保護者の方の熱量っていうのは、当 然違ってくると思います。是非とも広くひろくその保護者の方々の、ご意見 を聴取しながら進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいた します。
	議 長 松葉議員	答弁はよろしいですか。
	議 長 三船教育長	もし、教育長さんから何かあれば。 三船教育長。 はい、この準備委員会、今次長の方から言ったとおりでございます、別 のところでも言われております。要綱の中には、きちっとこども園の保護者 をメンバーの中に入れるということになってまして、それが入っていなかつ たというようなことで、大変失敗したなあというふうに思ってますし、今議 員さんお話しにもあったように、そして私たちも他のところからも受けてい るように、ああやっぱり入れていかなければならないだろうということで、 今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。
	議 長	ほかに、ございませんか。 なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 1 号「令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案の とおり可決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
	議 長 大村建設水 産課長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 7、議案第 4 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を、 議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。 それでは、ただ今上程されました議案第 4 号についてご説明いたします。 （以下、大村建設水産課長説明、記載省略）
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。	

<p>休憩再開 村公用車の物損事故に伴う損害賠償事件に関する専決処分の報告について</p>	議長	<p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議長	<p>ここで、資料配布がありますので、40分まで休憩といたします。(15:26)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:39)</p>
	高井総務課長	<p>日程第8、報告第1号「村公用車の物損事故に伴う損害賠償事件に関する専決処分の報告について」を、議題といたします。</p> <p>当局の報告を求めます。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>報告第1号「村公用車の物損事故に伴う損害賠償事件に関する専決処分の報告について」。</p>
	議長	<p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p> <p>質問はございますか。</p>
	金子議員	<p>1番金子議員。</p> <p>1番金子でございます。</p> <p>なにも専決処分したものですから、その中身の部分でお聞かせをいただきたいなあと思います。これは国道45号、あそこの坂の上り坂の部分ですね。そこの2本といったようなその部分ですが、損傷が。二十何万かかっているわけですが、どの程度の損傷、それとその自動車の損傷といった部分の中身についてお聞かせをいただきたいなあと思います。そしてそのハンドル操作の誤りとあるわけですが、大概事故を起こすときは、ハンドル操作の誤りというようなことだと思うんですが、このやっぱり通常であればなかなか時間帯が何時くらいの時間帯で、朝が早くてやったったのか、あるいは午後3時10分頃といったような部分で時間は付いてるわけですが、そういう時間帯に疲れていて誤ったのか、どういう部分で、誤ってこういう事故につながったのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
	議長	<p>高井総務課長。</p>
	高井総務課長	<p>はじめに、ハンドル操作の誤った原因ということで、最初にお話しをさせていただきますが、運転者本人からの聞き取りによりますと、車内に虫が入ってきて、それを追い払おうとして、そのことによってハンドル操作を誤ってしまったというように、聞き取りではそのような内容でございました。その結果、道路脇の縁石にぶつかりまして、そのまま50mほど縁石に乗り上げ</p>

	<p>議長 金子議員</p> <p>議長 高井総務課長</p> <p>議長 金子議員</p> <p>議長 高井総務課長</p>	<p>たまま走行をして、それで道路の脇に立ってる視線誘導灯というポール、それを2本破損をしたということでございます。今の代償額の方については、そのポールを直すのにかかった費用ということで、損害賠償の額28万7,155円がかかったものでございます。あとその他、車につきましても、修理を行ってございました。修理費についてはですね、保険の方の金額になりますが、車両の方で70万円の支出が、保険の方からされております。以上です。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>はい、分かりました。車の車体の方も70万といえ、軽いわけではないですがねえ、70万円代修理をすれば結構な事故だといったような部分ですが、なんで乗り上げてから50mも走って行ったのかなあというような気もするんですが。誤って乗り上げれば、縁石に。すぐ止まりたいと思うんですが、50mも走ったということは、どういうあれで50mも走ったのかなあというような気がしますが、そこらへんはどのように聞いておりますか。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>すみません、その詳細な内容はちゃんと聞いてはおりませんでした、書いてあるのを見ると「縁石にぶつかり、そのまま乗り上げて50mほど走行し」、というふうに書いてありますので、恐らくそのブレーキとか踏まないような中で乗り上げて、その惰性で進んだものなのではないかなあというふうに推測をしております。以上です。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>はい、その推測をしておりますというのは非常にその責任がないといえますか、やっぱり推測では駄目なわけですよ、こういう専決を出す部分で。こうだからこうしたんだといったような説明でなければ、推測でものをしゃべられてはちょっと、とんでもないことだなあと思います。いずれにしても、こういう事故が絶えないといったような部分。本当にどうしてそんなに、誰しもが事故は起こすとは思いますが、いつ自分も起こすか分からないんですが、ただやっぱりこういう職員の事故が、こう度々あるといったような部分で、今後本当に気を付けていただきたいなあ。その部分で質問させていただきましても、いずれやっぱり事故防止の徹底した何かを作ってやっていただかなければ、本当に大変だなあと思います。いずれ村民もやっぱりこういう部分で物損事故が多いなあといったような部分で思っていると思いますので、何とかこういう事故がないように、なにも急いだ要件でなければそんなに飛ばさなくてもいいわけですよ。そういった部分で、飲酒運転、あるいはこういう物損事故といったような部分がないような指導方法、お願いしたいですが、そこらへんで何かあったらお願いします。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>現在は、公用車に乗る時に、呼気の検査が義務付けられておまして、その計ったアルコールの検知をしてから乗るといったような形になっておりま</p>
--	---	---

<p>閉 会 (15 : 50)</p>	<p>議 長 金子議員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>すので、乗る際に確認者の声掛けであったりとかそういった部分ですね、健康状態とかそういった部分も含めてですね、運転する人にも声掛けを行っていききたいと思います。</p> <p>1 番金子議員。</p> <p>まず、いずれこういうことがないようにことでの指導を徹底していただきたい。以上終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、以上で報告を終わります。</p> <p>本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年第5回普代村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。</p>
--------------------------	---	--

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 正 路 正 敏

署名議員 金 子 泰 男

署名議員 松 葉 明 人